

障第55号
令和4年4月1日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部長

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例及び岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

このことについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第12号)が一部改正されたことに伴い、関係条例の一部を下記のとおり改正しましたので、通知します。

記

1 関係条例

- (1) 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年岐阜県条例第25号)
- (2) 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年岐阜県条例第26号)

2 改正の概要

- (1) 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年岐阜県条例第25号)の一部改正
一定の指定障害者支援施設を福祉型障害児入所施設とみなす特例について、現在、令和4年3月31日までとされているところ、令和6年3月31日まで延長する。

- (2) 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年岐阜県条例第26号）の一部改正
一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例について、現在、令和4年3月31日までとされているところ、令和6年3月31日まで延長する。

3 施行期日

令和4年4月1日

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係			
係長	若原	担当	信田
TEL	058-272-1111 内線 2686		
FAX	058-278-2643		